

愛知県介護員養成研修事業者指定事務処理要領一部改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">愛知県介護員養成研修事業者指定事務処理要領</p> <p>(趣旨) 第1～第17 略 (受講時における本人確認) 第18 事業者が要綱第17条第2項により本人確認する方法は、受講申込受付時又は初回の講義時において、次に掲げるいずれかの方法により行うとともに、いずれかの方法で確認したのかについて記録を残し、実績報告書提出時に報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出 ・ 住民基本台帳カードの提示 ・ 在留カード等の提示 ・ <u>資格確認書の提示 (確認日において有効な健康保険証を含む)</u> ・ 運転免許証の提示 ・ パスポートの提示 ・ 年金手帳の提示 ・ 国家資格を有する者については、免許証又は登録証の提示 ・ マイナンバーカード表面の提示 <p>附 則 略 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和6年12月2日から施行する。</u></p> <p>別紙1-1～7-2 略</p>	<p style="text-align: center;">愛知県介護員養成研修事業者指定事務処理要領</p> <p>(趣旨) 第1～第17 略 (受講時における本人確認) 第18 事業者が要綱第17条第2項により本人確認する方法は、受講申込受付時又は初回の講義時において、次に掲げるいずれかの方法により行うとともに、いずれかの方法で確認したのかについて記録を残し、実績報告書提出時に報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出 ・ 住民基本台帳カードの提示 ・ 在留カード等の提示 ・ <u>健康保険証の提示</u> ・ 運転免許証の提示 ・ パスポートの提示 ・ 年金手帳の提示 ・ 国家資格を有する者については、免許証又は登録証の提示 ・ マイナンバーカード表面の提示 <p>附 則 略</p> <p>別紙1-1～7-2 略</p>